

NO.	件名	発注所属	契約の相手を選定した理由	業者名	契約金額（税込）	契約日	契約方法
1	マンホールポンプ場他汚水ポンプ点検業務	水道課	施設の機器、設備と密接不可分の関係にあたる業者でなければ、故障発生時の原因究明、修理等の対処が困難で責任区分が不明確となるため、汚水ポンプ及び電気設備の製造・施工を担当した業者と施設の維持管理を実施している業者から見積書を徴した。	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 九州支店	2,233,000	令和7年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2	波佐見中央浄化センター0D槽余剰ポンプ (No, 1, No, 2) 点検整備業務	水道課	余剰ポンプは、他の機器との連動調整が必要となる特殊な設備であることから、メンテナンス等を行っている業者から見積書を徴した。	株式会社日本管財環境サービス	4,290,000	令和7年4月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
3	つつじヶ丘団地管路施設調査業務	水道課	業者については、特殊な機器及び経験、知識があり、国土交通省より提言された専門家の資格を持った業者から見積書を徴した。	有限会社岩藤清掃	6,246,900	令和7年10月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号